北陸圏域道路啓開計画の概要①

1．計画の概要

（1）計画の背景・目的

■防災基本計画における道路啓開計画策定の義務づけ

・災害対策基本法に基づく防災基本計画には国の実施事項として「道路啓開等の計画を作成」が義務づけ。

■令和6年能登半島地震の発生

・地震により幹線道路等の道路網に大きな被害が発生し、孤立集落が多数発生。

■道路啓開計画の必要性と目的

・能登半島地震の被災状況を踏まえた道路啓開計画の策定や、今後想定される災害発生時の被災・対応状況を踏まえた道路啓開計画の継続的な改善が求められている。

・道路啓開計画では、被災地までの啓開するべきルートを設定し、事前に関係機関と認識を共有するとともに、連携して道路啓開作業ができるよう、役割分担等を定める。さらに訓練等を通じて、計画の実効性向上、計画の継続的改善を進める。

（2）令和6年能登半島地震を踏まえた道路啓開計画への反映

・能登半島地震の被災状況を踏まえ、道路啓開計画の策定に当たっては、以下に示す事項について改善点として反映した。

①自衛隊等と連携した空路・海路を活用したアクセスルートの確保
②幹線道路に加え全ての道路（市道・林道・農道）を活用
③被災状況早期把握のための迅速な情報収集体制の構築

・また、「令和6年能登半島地震を踏まえた緊急提言」（社会資本整備審議会　道路分科会　国土幹線道路部会　令和6年6月28日）を踏まえ、以下に示す事項についても、道路啓開計画に反映した。

①建設業者等の民間企業との連携
②代替手段も備えた総合的な防災力の強化
③道路啓開計画などの事前準備と訓練等による実効性の向上

（3）計画の要旨

■道路啓開計画の構成

・共通編（基本的な事項）・北陸全体版・各県版（個別事項）で構成。

■想定する大規模災害

・平成29年に算定された浸水想定エリアを被災地とした道路啓開計画とするほか、地震について明確な被災エリアの想定がないことを鑑み、各県全体での防災拠点への計画路線を設定する計画。

■道路啓開の目標

・広域な移動ルート：24時間、被災地へのアクセスルート：48時間、被災地内ルート：72時間を道路啓開の目標。

■道路啓開の対象路線

・緊急輸送道路を基本とした啓開候補路線を設定

・道路ネットワークの脆弱地域では、農道等の道路法以外の道路ネットワーク並びに海洋輸送、航空輸送等、多様なアクセス手法を把握。

2．事前の備え

（1）啓開候補路線の選定

・啓開候補路線として、災害時に救命救助、物資の支援の拠点（防災拠点）を経由して県内外から被災地へアクセスするルートを設定する。

・防災拠点は、地域防災計画における防災拠点等を参考に選定する。

・啓開候補路線は、ルートの機能区分に応じて緊急輸送道路から設定する。

・令和6年能登半島地震の経験を踏まえ、道路ネットワークの脆弱地域を抽出し、市町村道や道路法以外の道路（農道、林道等）の道路ネットワークを整理し、啓開に活用化可能となる道路をバックアップ路線として把握する。また、道路以外によるアクセス手法（海からのアクセス、空路の活用）を把握する。

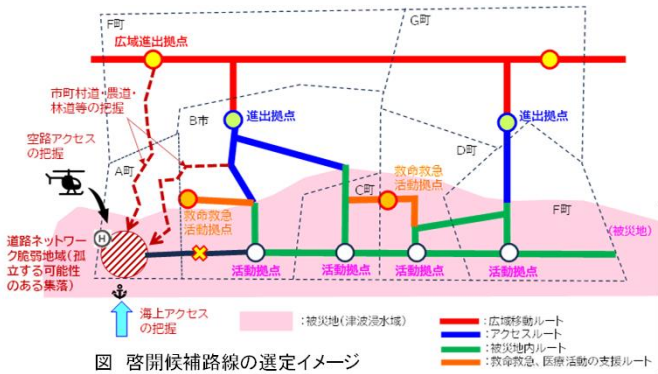

図　啓開候補路線の選定イメージ

■拠点施設の考え方

広域進出拠点	広域応援部隊が被災地に向かって移動する際の目標拠点・司令塔（本部）機能
進出拠点	広域進出拠点と連携した物資中継機能
活動拠点	被災地内（浸水域内）の啓開の拠点
救急救命活動拠点	災害拠点病院、消防署、警察署、避難所等、救命救助活動の拠点

■啓開候補路線の考え方

広域移動ルート	広域進出拠点及び進出拠点間を結ぶ、各部隊等の広域的な移動のためのルート
アクセスルート	進出拠点と被災地内ルートを接続するルート
被災地内ルート	甚大な地震・津波被害が想定される地域内のルート
救助・救急、医療活動の支援ルート	災害拠点病院等の救命救急活動拠点と啓開候補路線を接続するルート

（2）人員・資機材等体制構築・民間事業者との連携

・発災に備え、一定の仮定のもと被害状況（項目・箇所）を想定する。

・迅速な啓開に向け、想定した被害想定のもと、啓開に必要となる人員・資機材量を設定する。

・啓開を実施するためのエリアにおける資材の備蓄箇所をあらかじめ設定しておく。

・実際に従事する建設業者、レッカー組合等の民間事業者との災害協定の締結を図る。

（3）他機関との連携

・発災時からの役割や行動などをあらかじめ決めておくタイムラインを作成する。また、今後、訓練等でタイムラインを活用し、課題の抽出・改善を図っていく。

・道路啓開作業に従事する車両は、災害対策基本法等により指定された「緊急交通路（緊急通行車両以外の車両の通行禁止・制限された道路区間）」を通行できるように規制除外車両として事前申請をしておく。

3．発災後の対応

（1）道路啓開における連絡系統

①情報連絡体制の構築	新潟県、富山県、石川県の各県単位で情報連絡体制を構築する。
②情報収集	1）被災状況の収集方法は現状で利用可能な手段を用いる ・パトロール、ヘリコプター、ドローン、CCTVカメラ、バイク隊による調査、報道、SNSからの情報等 2）交通状況把握体制の強化 ・ITSスポット、可搬型路側機、AIWebカメラ配置、衛星データ・民間カーナビ情報活用
③点検・報告	・啓開担当業者は、啓開候補路線に対して緊急点検を行い、道路管理者に情報を報告する。
④被災時における通信手段	・災害対策本部等との情報共有・指示連絡を円滑に行うため、公共通信網等の通信途絶に備え、防災無線、衛星電話、スターリンク、デジタル陸上移動通信システム等の災害に強い通信手段の導入・活用を検討する。

（2）啓開ルートの設定

・関係機関で、情報集約・共有を図り、啓開ルートを選定、集約した情報を各機関と共有するとともに、作業に着手するするとともに重要なインフラの復旧等必要に応じてを踏まえ臨機応変に対応する。

・啓開作業が長時間化することが予想される場合には、代替ルート等を検討する。

・道路啓開作業における指揮命令権を事前に決定し、計画の実効性向上を図る。指揮命令権は基本的には現場の判断を優先し、拠点事務所の所長等が状況に応じて指揮するものとする。

（3）道路啓開作業

1）道路啓開の体制等

・作業体制は24時間体制（8時間×3班）とする。道路啓開は必要幅員5mとして実施する。

・道路啓開実施後に、緊急輸送道路としての機能に支障をきたすことがないように、緊急通行車両以外の一般車両の進入を防止する措置をとる。

・津波被害による大量のガレキ等で、道路敷地内での処理が困難と判断される場合には、あらかじめ候補として設定した仮置き場を活用して、道路啓開作業の円滑化を図る。

2）放置車両及びそれ以外の障害物の対応

・迅速な道路啓開作業に向けて、道路管理者による放置車両・立ち往生車両の移動・撤去を可能とするため、災害対策基本法に基づき、道路区間（「緊急交通路」）の指定を行う。

・危険物、水道等の地下埋設物、電柱・電線など道路啓開の障害物は、各管理者等に通報し、対応を求める他、電力、通信等の復旧に必要な啓開は「災害時における電力・通信の復旧に向けた連絡調整会議」等の会議により、調整を行う。

3）道路利用者、住民等への情報提供

・各道路管理者は、道路利用者・地域住民、報道機関へ道路の通行可否、被災道路の概要、道路啓開の進捗状況等の情報提供を適切に実施する。

北陸圏域道路啓開計画の概要②

道路啓開計画（北陸全体版）

■計画の目的
・緊急輸送ルートの啓開は、被害が甚大な被災地域へ到達するためのアクセス確保が全ての災害対策活動の基礎である。
・そのため、発災直後から北陸地域全体からの人員・物資等の輸送が迅速かつ円滑に行われるための道路啓開計画を策定する。

■想定する大規模災害
・現在も地震が頻発する能登地域を対象とする。
・令和6年能登半島地震の被災状況を前提とし、輪島市、珠洲市、七尾市、志賀町、能登町、穴水町、中能登町の3市4町を基本エリアに設定。

■啓開路線の設定
①被災地域への啓開路線
・県の道路啓開計画を基本とし、啓開路線から防災拠点に至る接続ルート（ラストワンマイル）まで含めて設定した。
②広域支援に係る啓開路線
・県境を跨ぐ高速道路、直轄国道を基本とし、北陸地方整備局管内の内外からの広域支援ルートを設定した。

■広域支援ルートの道路啓開の目標
・広域支援ルート：高速道路、直轄国道のいずれか、または両方が24時間

■広域支援に係る啓開体制
・北陸地方整備局で直轄国道の啓開を行うほか、県・整備局などが連携し、広域から不足する人材や資機材などを調整し派遣

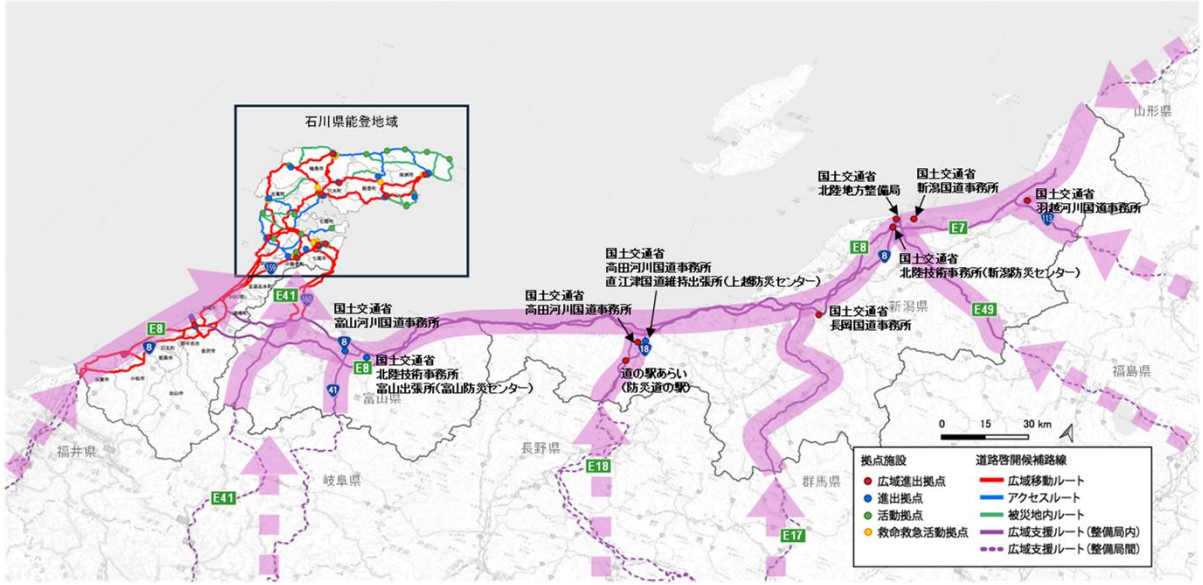

図　防災拠点と啓開路線及び広域支援ルート

道路啓開計画（各県版）

■計画の目的
・各県で想定されてる大規模地震等の災害時に迅速な救急救命活動や緊急救援物資の輸送などを支える道路啓開計画を策定する。

■想定する大規模災害
・各県で予測・公表している地震被害、津波浸水想定被害を基本とする。

■防災拠点の設定
・地域防災計画に基づき、広域進出拠点、進出拠点、活動拠点、救命救急活動拠点を設定した。

■段階的な啓開候補路線の設定
・緊急輸送道路ネットワークを基本に、広域移動ルート、アクセスルート、被災地内ルート、救助・救急、医療活動の支援ルートを設定した。

■啓開体制・人員資機材量の確保
・各県の災害対策本部に集約した被災情報を踏まえ、災害時における各種協定等に基づき、関係機関との連携により啓開作業を実施する。
・啓開候補路線ごとに災害応急対策を実施する協力会社の人員、資機材量等の必要量等を確認し、必要に応じて県内、広域応援を調整する。

■道路ネットワーク脆弱地域の抽出及び道路網の把握
・孤立するおそれのある集落等を抽出し、啓開に活用可能な道路を把握した。

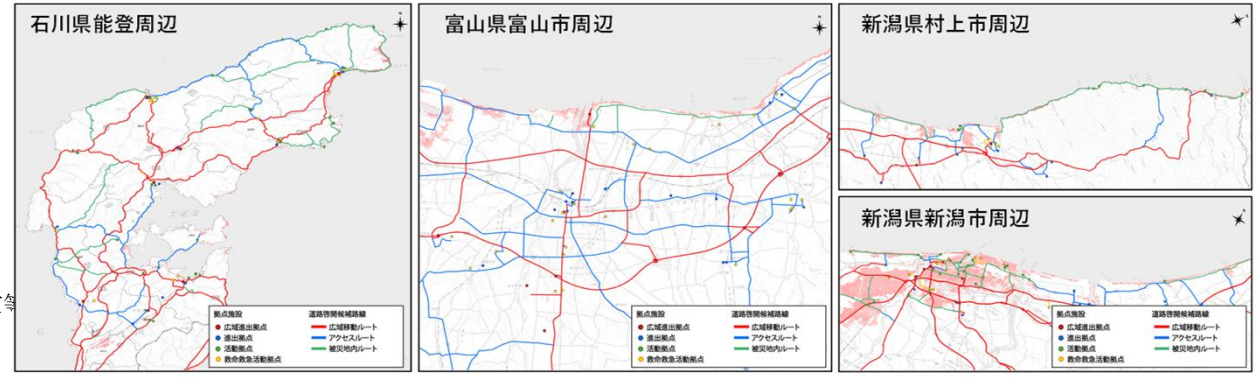

図　各県の防災拠点と啓開路線（抜粋）

4．啓開計画の実効性の向上

（1）道路啓開における事前の訓練
・道路啓開計画の実効性を高めるため、道路啓開に従事する関係者（道路管理者、インフラ関係者、自衛隊、災害協定業者等）が具体的行動の習熟を図るための実働訓練を定期的に実施する。

（2）道路啓開に関する広報や研修等
・道路啓開計画に基づき策定される各種マニュアル等の習熟を目的に、道路啓開の関係機関ごと、または関係機関合同の研修を実施する。
・報道機関等と連携して地域住民に向けた道路啓開に関する周知・広報を実施していく。

（3）道路啓開計画のスパイラルアップ
・事前の訓練、研修を通じて道路啓開に係る各プロセスにおける課題把握、検証・改善を進める。

5．災害時に機能する道路ネットワーク確保に向けて

「令和6年能登半島地震を踏まえた緊急提言」（社会資本整備審議会　道路分科会　国土幹線道路部会　R6.6.28）を受けて、道路啓開の迅速で円滑な推進に向けて、次の取組を推進する。

（1）耐震性や復旧性を備え災害時に機能するネットワーク整備
・地域安全保障のエッセンシャルネットワークとしての耐震性の確保、4車線化等の機能強化を推進。また、能登半島地域における耐震性、復旧性を高める道路ネットワーク整備を推進。

（2）「地域防災力」の安定的な確保
・道路啓開を含む緊急復旧、資機材の調達・搬送、緊急支援物資の運搬などで総合建設業者、地域建設業者など民間企業との更なる連携強化が必要。
・地域の建設業の担い手確保・育成を図る働き方改革、処遇改善、生産性向上等を推進。